

改正

平成5年3月31日規則第21号

平成6年12月26日規則第72号

平成9年3月27日規則第11号

平成11年3月29日規則第21号

平成12年3月30日規則第28号

平成21年3月13日規則第3号

令和5年6月27日規則第41号

盛岡市農業構造改善センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市農業構造改善センター条例（平成4年条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、盛岡市農業構造改善センター使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する農業構造改善センターにあつては、指定管理者）に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第3条 条例第5条第1項の許可は、盛岡市農業構造改善センター使用許可書の交付をもってする。
2 前項の許可書の交付を受けた者は、農業構造改善センター（以下「センター」という。）を使用しようとするときは、当該許可書を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(附属設備の使用料)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める使用料は、次のとおりとする。

(1) りんご加工機器 りんご18キログラムまでごとに200円

(2) 豆腐加工機器及びみそ加工機器 大豆1.3キログラムまでごとに100円

(減免の申請)

第5条 条例第9条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市農業構造改善センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するものが個人で使用する場合は当該申請書の提出については、当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

(4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳
（指定管理者の指定の手続）

第6条 条例第13条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市農業構造改善センター指定管理者指定申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあっては盛岡市農業構造改善センター指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市農業構造改善センター指定管理者不指定通知書により行うものとする。

（指定通知書等の掲示）

第7条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市農業構造改善センター指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨をセンターにおいて公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（条例第15条第1項の市長が定める事項）

第8条 条例第15条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の代表者及びセンターの長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成4年4月1日）から施行する。

附 則（平成5年規則第21号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第72号）

1 この規則は、平成7年1月11日から施行する。

2 盛岡市様式用の紙の大きさの特例に関する規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成9年規則第11号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第28号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第41号）

この規則は、盛岡市老人福祉センター条例及び盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例（令和5年条例第19号）の施行の日から施行する。